

宮崎県後期高齢者医療広域連合医療費適正化推進業務委託仕様書

1 業務名称

宮崎県後期高齢者医療広域連合医療費適正化推進業務

2 目的

宮崎県後期高齢者医療被保険者に係る診療報酬明細書（以下「レセプト」という）等の内容点検事務、再審査請求事務及びそれに付随する確認事務を行い、医療費の適正化を図る。また、レセプト等のデータを十分に活用して医療費等データベースを構築し、地域における医療費の現状と特性を把握するためのデータ分析を行う。さらに、構築したデータベースを用いて、宮崎県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という）が行う各種保健事業の対象者抽出を行うとともに、効果的な疾病の予防を含む疾病対策等及び各種保健事業を行うことにより、今後の医療費増加の抑制を図る。

3 業務委託期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

4 提供データ

- (1) 医科、歯科及び調剤レセプトデータ
- (2) 被保険者マスター
- (3) 訪問看護療養費明細書
- (4) 健康診査結果データ
- (5) 介護認定情報データ
- (6) 各種保健事業対象者情報

その他、当事業の実施に必要なデータについては、発注者、受注者協議のうえ提供する。

5 業務内容

- (1) レセプト点検等業務
別紙1のとおり
- (2) 医療費等データベース構築及び保健事業業務
別紙2のとおり

6 各種業務共通要件

- (1) 個人情報保護及び情報セキュリティの確保

ア レセプトデータ等の個人情報を取り扱うため、本委託業務は情報セキュリティの確保が重要なことから、システム及びネットワークのセキュリティ対策について提案書に資料を添付すること。

イ 受注者は、個人情報保護法等の関係法令の他、「宮崎市個人情報保護条例」及び「宮崎県後期高齢者医療広域連合セキュリティポリシー」を遵守すること。

ウ 個人情報や企業情報等の情報セキュリティについて公的な認定機関により認定された管理システム（ISO/IEC 2700X またはプライバシーマーク等）を有し、社内ルールや法令遵守（コンプライアンス）の仕組みが整備されていること。

エ 受注者は取り扱う全ての情報について、紛失、改ざん、破壊、漏洩等が行われないよう管理すること。

オ 本業務における発注者と受注者の個人情報を含むデータの受け渡しについては、個人情報専用郵送サービス等を利用することとし、費用は受注者の負担とする。

(2) 体制整備

ア 本業務を行うにあたり、適切な業務実施体制（人員・スキル）を構築すること。

イ 業務実施体制図、作業従事者名簿及び緊急連絡体制図を提出すること。

ウ 業務内容を十分理解した上で、必要な知識・技能を有し、緊急的な障害・災害の相談等に対応できる体制を取ること。

(3) 再委託の禁止

受注者は、委託事業の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得たときはこの限りではない

(4) 業務終了後の要件

ア 契約期間の終了等により、本受注者と次期の受注者が異なる場合は、引き続き業務が円滑に行えるよう、受注者相互間において必要なデータ移行及び、引き継ぎを行うこと。

イ 業務の実施にあたり、作成した全ての成果物について、委託期間中は受注者が適切に管理、保管することとし、業務終了時には発注者へ全ての成果物を提出することとする。

ウ 本業務遂行のために発注者が提供した資料、データ等については、全て返却することとする。

(5) システムテスト

発注者は、受注者に対し、適切かつ確実に業務を行わせるため、被保険者の資格に関する情報を提供する。受注者は、前述のデータを使用するため、システムの検証やインターフェースに関する事前のテストを十分に行うこと。また、資格を喪失した者のデータを除外するための措置を講じること。

7 その他

- (1) 本業務で作成されたデータに関する著作権については原則として発注者に帰属するものとする。
- (2) 本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合については、当該紛争の原因が専ら発注者の責めに帰す場合を除き、受注者の責任、負担において一切を処理すること。
- (3) 受注者の責に帰すべき理由により、発注者または第三者に損害を与えた場合には、受注者がその損害を賠償すること。
- (4) データ連携先システムの変更等が発生した場合は、必要情報の抽出・提供に協力すること。
- (5) 本仕様書に記載がない事項のうち、社会通念上、必要不可欠な事項と判断されるものについては、本業務の範囲内で対応すること。
- (6) 仕様書において、明示されていない事項又は、疑義が生じた場合はその都度、広域連合と協議の上、方針を決定すること。
- (7) 受注者は本業務上知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。また、本業務終了後も同様の取扱いとする。
- (8) 業務遂行のために発注者が提供した資料、データ等は本業務以外の目的で使用してはならない。
- (9) 委託期間中及び、委託期間満了後においても、会計検査院による実地検査や厚生労働省及び県の事務指導監査等が実施される際に、受注者から派遣要請等があった場合は、委託業務に含まれるものとし、受注者は速やかに対応すること。